

（仮称）富里市協働のまちづくり条例検討委員会の設置及び運営に関する要綱を次のように定める。

平成 2 0 年 1 2 月 1 0 日

富里市長      相   川      堅   治

告示第 1 7 6 号

（仮称）富里市協働のまちづくり条例検討委員会の設置及び運営に関する要綱

（趣旨）

第 1 条 この要綱は，（仮称）富里市協働のまちづくり条例（以下「協働条例」という。）を検討するため，（仮称）富里市協働のまちづくり条例検討委員会（以下「委員会」という。）を設置し，その運営について必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第 2 条 委員会は，次に掲げる事項について検討し，その結果を市長に提言する。

- (1) 富里市の協働のあり方
- (2) 協働条例に盛り込むべき事項
- (3) 協働条例を実効性あるものとするための方策

（組織）

第 3 条 委員会は，委員 1 5 人以内をもって組織する。

（委員）

第 4 条 委員は，次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 公募による市民
- (2) 市民団体等の代表者
- (3) その他市長が特に必要があると認めた者

（委員長及び副委員長）

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を置き，委員の互選により定める。

2 委員長は，会務を総理し，委員会を代表する。

3 副委員長は，委員長を補佐し，委員長に事故があるときは，その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

(アドバイザー)

第7条 委員会に、地方自治、協働条例及び委員会の運営についての的確な助言を行うアドバイザーを置くことができる。

(協力の要請)

第8条 委員長は、特に必要があると認めたときは、委員以外の者に対し、資料の提出、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、企画課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行する。

(招集の特例)

2 委員会の会議は、第5条第1項の規定により委員長が互選されるまでの間、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(失効)

3 この告示は、委員会が所掌事務の処理を完了した日限り、その効力を失う。